

2022年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループ CEO 菊川 暁
(コード:4777、スタンダード市場)
問合せ先 取締役 CFO 岡本 到
(TEL. 03-6822-6669)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月25日開催予定の第29回定時株主総会に付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加に関する事項

(株)ツリーフルを連結の範囲に含めたこと並びに当社及び当社連結子会社の今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)における事業目的を追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会に関する事項

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案の上げにあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供制度導入に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定

する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 18 条）は不要となるため、これを削除し、電子提供措置等の規定（変更案第 18 条）とするものです。
- ② 変更案第 18 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第 18 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
株式会社ガーラ 定款	株式会社ガーラ 定款
（目的）	（目的）
第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体（以下「会社等」という。）の株式又は 持分を所有することによって、その会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体（以下「会社等」という。）の株式又は 持分を所有することによって、その会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
(1) ～ (12)（条文省略）	(1) ～ (12)（現行どおり）
（新設）	<u>(13) 資金決済に関する法律に規定された暗号資産交換業</u>
（新設）	<u>(14) 暗号資産、トークン又はそれらに類似するものに係る取引所運営に関するシステムの研究、企画、開発、販売、保守、運用及びコンサルティング</u>
（新設）	<u>(15) 暗号資産、トークン又はそれらに類似するものの取得、保有、運用及び売買</u>
（新設）	<u>(16) ブロックチェーンに関するシステムの研究、企画、開発、販売、保守、運用及</u>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>びコンサルティング</u></p> <p><u>(17) ブロックチェーン技術を利用した商品及びサービスの研究、企画、開発、販売及びコンサルティング</u></p> <p><u>(18) ツリーハウスの建築、販売及び運営</u></p> <p><u>(19) ホテル、旅館、簡易宿泊施設の経営</u></p> <p><u>(20) 森林の保護及び持続可能な開発・管理並びに生物多様性損失の阻止を図ることに資する事業</u></p> <p><u>(21) 再生可能エネルギーに関する発電及び蓄電並びに電気の供給及び販売</u></p> <p><u>(22) 不動産業</u></p> <p><u>(23) 飲食業</u></p> <p><u>(24) 旅行業</u></p> <p><u>(25) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株</p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 10 月 1 日 改定</p>	<p><u>主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 変更前定款第18条の規定の削除及び変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">2022 年 6 月 25 日 改定</p>
---	---

3. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日：2022年6月25日(土)
- ・定款変更の効力発生日：2022年6月25日(土)

以上